「三徳園」の審査基準及び配点（選定委員１名の配点）　　**別紙**

審査基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点	
１住民の平等な利用を確保することができるものであること	(1)管理運営の基本方針	①施設の設置目的を理解し、施設を活かす提案内容であるか。	１０	１５
		②県の管理運営方針と応募者が提案した管理運営方針は一致し、今後の管理運営ビジョンが示されているか。	５	
２三徳園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること	(1)サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	①利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。	５	３０
		②農機具などの展示品や栽培展示園について、適切な管理・展示を行うことができるか。	５	
		③農業への理解を深めるための農業体験や研修事業を継続的に実施するとともに、県等が実施する担い手育成対策と連携した運営を行うことができるか。	５	
		④県等が企画する研修等を実施するとともに、研修農場、施設、機械等の維持管理等を行うことができるか。	５	
		⑤研修用の農作物の栽培管理等を行うことができるか。	５	
		⑥他の関連施設や各種団体、地域などと連携を図った運営ができるか。	５	
	(2)危機管理に関する取組	①災害及び緊急時における対応の方策が確保されているか。	５	１５
		②事故防止の取組がされているか。また、事故発生時の対応方策が確保されているか。	５	
		③個人情報保護対策は万全か。また、利用者等からのクレーム対応は適切か。	５	
	(3)効率的な管理運営の取組	①収支予算書（様式第３号）の指定管理料要望額は、県が示す指定管理料上限額に対してどの程度か。	５	１５
		②収支計画の積算が妥当か。また管理運営計画との整合性は図られているか。	５	
		③適正かつ確実に維持管理を行った上で、効率的に管理運営がなされ、経費の節減等に取り組む内容であるか。	５	
３事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること	(1)申請者の管理運営体制	①施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員体制か。また、施設管理業務に関する知識と技術を有した職員配置計画か。	１０	１５
		②類似施設の管理実績があるか。	５	
	(2)法令等の遵守状況	①労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。	５	５
	(3)申請者の財政的基盤	①経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。また、委託期間中に経営が破綻する恐れはないか。	５	５
			計１００点	